事務連絡

令和２年４月２日

高圧ガス保安法の手続きについて（冷凍設備事業者向け）

　冷凍設備や冷媒ガスの販売、冷凍設備のメンテナンスに伴う冷媒ガスの充填や回収といった冷凍設備事業は、次のように、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）の規制を受けます。該当する場合には、必要な手続きを行ってください。

１　高圧ガス保安法の適用を受け、届出等の手続きが必要な行為

（１）業務用冷凍設備のうち、一定規模以上の冷凍設備（※１）を販売（伝票販売（※２）を含む）をする場合

　　⇒高圧ガスの販売事業に該当し、高圧ガス販売事業届が必要

（２）メンテナンス等で、冷凍機に冷媒ガスを充填する場合

　　⇒高圧ガスの販売事業、製造行為及び貯蔵行為に該当し、高圧ガス販売事業届、高圧ガス製造事業届（高圧ガス保安法適用除外装置※３を用いる場合を除く）及び高圧ガス貯蔵所設置届（３トン以上のフロンガスを貯蔵する場合）が必要

（３）メンテナンス等で、冷凍機から冷媒ガスを回収する場合

　　⇒高圧ガスの製造行為に該当し、高圧ガス製造事業届が必要（高圧ガス保安法適用除外装置※３を用いる場合を除く）

（４）冷媒ガスの入ったボンベを販売（伝票販売（※２）を含む）する場合

　　⇒高圧ガスの販売事業に該当し、高圧ガス販売事業届が必要

　　（フロンガスを３トン以上貯蔵して販売する場合には、貯蔵所設置届が必要）

※１　一定規模以上の冷凍設備とは、一日の冷凍能力が

　① 冷媒ガスが二酸化炭素、フロンガス又はアンモニアの場合は５０トン以上

　② ①以外の冷媒ガスの場合は２０トン以上

　の冷凍設備を指す。（高圧ガス保安法冷凍保安規則運用・解釈内規）

※２　伝票販売とは、高圧ガスの取扱自体は他者が行い、当該販売店では、販売契約のみ行うことをいう。

※３　高圧ガス保安法適用除外装置は、自己認証フロン回収装置等であり、高圧ガス保安法施行令第２条第３項第７号及び同施行令関係告示第２条で規定されている。

２　販売事業届書の書き方について

　以下を参考にし、販売事業届書一式に必要事項を記載し、提出してください。

（１）販売事業届出書（鑑）

高圧ガス保安法では、冷凍設備等の修理のためにフロンガスを充填する行為は「一般高圧ガス保安規則」の適用となる。一定規模以上の冷凍設備（※１）の販売を行う行為は、「冷凍保安規則」の適用となる。いずれか又は両方に○をつける。

　　　販売するガスを全て記載する。

（２）販売計画書

　　①使用用途の該当するものに○をつける。

　　②移送形態の該当するものに○をつける。

　　③販売するガスの種類

　　　フロンガスの場合、不活性ガスの欄に販売するガス種を全て記載する。

　　　ただし、Ｒ３２は、その他のガスの欄に記入すること。

　　　販売の方法及び配送の方法のいずれかに○をつける。

（３）技術上の基準の遵守

高圧ガスを販売する場合は、高圧ガス保安法を遵守しなければならない。一般高圧ガス保安規則又は冷凍保安規則の部分をよく読み、規定された項目について遵守すること。

　　①販売先の保安状況を記載する台帳を作成し、その様式を一部提出書類に添付すること。

（４）帳簿の備え付け

高圧ガス容器の授受を行う場合には、高圧ガス保安等に基づき帳簿を備え付けなければならない。容器授受簿を作成し、その様式を一部提出書類に添付すること。

（５）高圧ガスの貯蔵について

販売に係る高圧ガスを貯蔵する場合には、高圧ガス保安法を遵守しなければならない。記載された項目をよく読み、遵守して販売事業を行うこと。

（６）高圧ガスの容器置場について

容器置場とは、ガスボンベの保管（貯蔵）する場所のことである。容器置場を、販売事業所見取り図の中に記載し、提出すること。また、販売事業所の位置が分かる住宅地図等も提出書類に添付すること。

３　製造事業届及び貯蔵所設置届について

製造事業届出が不要となる場合は次のとおりです。これら以外に該当する場合には、別途ご相談ください。貯蔵所設置届出は３トン以上のフロンガス等を貯蔵する場合に必要です。

（１）高圧ガス保安法適用除外のフロン回収装置から直接冷凍設備に充填する場合

（２）冷凍能力が３トン（冷媒が、フロンガス又は二酸化炭素の場合は５トン）未満である冷凍設備に冷媒ガスを充填する場合

ご不明な点は、香川県危機管理課　産業保安対策グループ　高圧ガス担当（０８７－８３２－３２４３）までご連絡下さい。